

浜松市障がい者団体活動事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、障がい者又は障がい児の自立と社会参加を促進し、障がい者又は障がい児の福祉増進を目的とした障がい者団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、浜松市補助金交付規則（昭和55年規則第17号。以下「規則」という。）及びこの交付要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、障がい者団体とは、市内に住所を有する身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）及びその他の心身の機能に障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある障がい者又は障がい児（以下「障がい者」という。）及びその家族若しくは親族（以下「家族等」という。）で組織され、浜松市内に主たる事務所があり、障がい者の社会参加と福祉の向上に寄与する、補助事業の実施体制が整っている団体（以下「障がい者団体」という。）をいう。

(補助対象団体等)

第3条 補助の交付の対象となる障がい者団体（以下「補助対象団体」という。）は、次の第1号から第6号のいずれにも該当する団体又は第7号に定める団体とする。

- (1) 特定非営利活動法人若しくは障がい者福祉の増進に寄与する事業を行う団体
- (2) 設立後1年を経過している団体
- (3) 役員（理事等）を1人以上設置し、当該補助対象団体に加入する障がい者及びその家族等や支援者等（以下「会員」という。）の総員が20人以上かつ総員のうち浜松市内在住の障がい者及びその家族等が半数以上を占めている団体
- (4) 監事（役員を除く）を設置する団体（会則等に監事の設置規定があること。）
- (5) 役員会など意思決定を行うための組織が運営規約等に定められている団体
- (6) 次に掲げる団体は除くものとする。

ア 株式会社等の営利事業を主たる目的に設立された法人若しくは団体
イ 特定非営利活動法人を除く、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、医療法人など民法第33条により設立された法人、地方公共団体及び医療機関（医療法で定められた医療提供施設）、並びにこれらの法人若しくは機関が関与する団体

ウ 政治・宗教を目的とする団体

エ 暴力団（浜松市暴力団排除条例（平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。）に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体

オ その他公の秩序に反する団体

カ その他市長が除くべきと認めた団体

(7) 前第1号から前6号のいずれにも該当する団体で構成される連合会、連合体

2 障がい者団体の代表者は、市税を完納している者であること。

3 納税義務者に対して給与の支払いをする障がい者団体にあつては、市民税、県民税及び森林環境税の特別徴収義務者として指定されていること又は指定されていないことについて正当な理由があること。

（補助対象事業）

第4条 補助の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助対象団体が会員及び市民（以下「会員等」という。）を対象に市内で実施する次に掲げる事業及び全国や県レベル等の障がい者団体等が実施する知識や技術向上のための研修会等にかかる事業とする。

(1) 会員等の地域生活を支援する事業（相談活動、療育活動等をいう。）

(2) 会員等の理解と啓発に関する事業（会報の発行、講演会等をいう。）

(3) 会員等の社会参加を促進する事業（スポーツ大会、文化活動、レクリエーション活動等をいう。）

(4) 会員等の活動を支援する事業（研修会、講習会、学習会等をいう。）

(5) 前1号から前4号に掲げる事業及び各団体の運営後継者を育成する事業を複数の障がい者団体（連合会、連合体）が連携し実施する事業

(6) 前各号に掲げるもののほか、補助事業として市長が必要と認める事業
なお、次に掲げる事業は補助の対象外とする。

ア 営利を目的とする事業

イ 調査・研究を主たる目的とする事業

ウ 国又は地方公共団体並びに民間の助成機関から補助・助成を受ける事業

エ 介護給付、自立支援給付など国又は地方公共団体の定める制度・要綱に基づき実施する事業

オ 国又は地方公共団体から委託を受けて行う事業

カ 事業の主たる部分を実質的に行わず外部委託（総事業費に占める外部委託の割合が50%以上）する事業

キ 事業の対象者に補助対象団体の会員が含まれない事業
（補助対象経費）

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に要する経費（団体の運営のための経費を除く。）であって、市長が当該補助事業の実施に必要であると認めるものとする。

2 前項の補助事業の対象となる経費は、別表1に掲げるものとする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、予算の範囲内において、第4条に規定する補助事業を実施するための前条に規定する経費の額の2分の1以内あるいは、経費の額から同事業にかかる寄附金その他の収入額（寄附金、参加費、利用料、事業を実施する際に生じるその他の収入）を除いた額を比較し、いずれか少ない金額以内（金額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、1団体当たりの上限額は100万円とする。

（補助事業の事前提案）

第7条 当該補助金の交付を受けようとする団体は、所定の期間内に事業提案書（第1号様式）と合わせ、次に掲げる書類を添え市長に提出しなければならない。

(1) 提案事業収支予算書（第2号様式）

(2) 障がい者団体概要書（第3号様式）

(3) 障がい者団体の規約、会則及び定款並びに会員名簿

(4) 納税義務者に対して給与の支払いをする団体にあつては市民税・県民

税・森林環境税特別徴収義務者指定通知書の写し又は市民税・県民税・森林環境税特別徴収未実施理由書（第４号様式）

(5) 団体の前年度分の決算資料

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(審査)

第８条 市長は、前条の申込期間終了後、提出された事業提案書を別途定める審査会において、審査基準に基づき審査し、採用又は不採用並びに補助金内示額を事業選定結果通知書（第５号様式）により通知するものとする。なお、補助金内示額は、事業提案時の補助予定額より減額して決定する場合がある。また、審査会においては、必要に応じ事業提案者の説明を求めることができるものとする。

２ 市長は、必要と認めたときは、提出された事業提案書を審査委員に回議して、審査会の開催に代えることができる。

(審査基準)

第９条 審査基準は、補助事業の公平性、公益性、効果、経済性、独自性及び行政関与の必要性とし、別途定めるものとする。

(交付の申請)

第１０条 団体が補助金の交付を申請する場合は、次に掲げる書類を市長が定める期限までに提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認める場合はこの限りでない。

(1) 補助金交付申請書（第６号様式）

(2) 収支・変更収支予算書（第７号様式）

(3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(決定の通知)

第１１条 市長は、前条に定める申請があった場合、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金交付決定通知書（第８号様式）により通知する。

(交付の変更申請)

第１２条 前条の交付決定を受けた者が、年度途中において、当該補助金に係る事業内容を変更する必要があるときは、変更の事実が生じた日から１０日以内に次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 補助金交付変更申請書（第９号様式）

(2) 収支・変更収支予算書（第 7 号様式）

（変更決定通知）

第 13 条 市長は、前条に定める申請があった場合、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金変更交付決定通知書（第 10 号様式）により通知する。

（実績の報告）

第 14 条 補助金の交付を受けた者は、当該補助事業が完了したときは、事業完了後 10 日以内に、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 補助金実績報告書（第 11 号様式）

(2) 収支決算書（第 12 号様式）

(3) 領収書その他事業経費の金額を証する書類

(4) 補助事業を実施した状況がわかる写真等

（確定の通知）

第 15 条 市長は、前条に定める報告があった場合、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金額確定通知書（第 13 号様式）により通知する。

（請求の手続き）

第 16 条 補助金の請求は、請求書（第 14 号様式）によるものとし、その提出期限は、補助金確定通知書を受領した日から起算して 10 日を経過した日までとする。

（概算払の承認申請手続き）

第 17 条 補助金の概算払を受けようとする者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 補助金概算払承認申請書（第 15 号様式）

(2) 資金計画表（第 16 号様式）

（概算払決定の通知）

第 18 条 市長は、前条に規定する概算払いの申請があった場合、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金概算払承認決定通知書（第 17 号様式）により通知する。

（概算払請求の手続き）

第 19 条 前条に規定する通知を受けた者は、通知受領後 10 日以内に、請求書（第 14 号様式）を市長に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行し、令和 6 年度から令和 8 年度までの補助金に適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行し、令和 7 年度から令和 8 年度までの補助金に適用する。
- 2 この要綱の施行の際現に従前の規定により調製した用紙がある場合は、なお当分の間使用することができる。

別表 1（第 5 条関係）

対象経費	留意点
報償費	(1) 外部の委嘱委員及び講師に対する謝礼 (2) その他事業実施に必要な謝礼、ただし、団体の役員及び会員並びに補助事業の参加者に対する補償金、参加賞、賞品等にかかる報償費は対象外
旅費	外部講師並びに団体の役員及び会員にかかる交通費の実費弁償
需用費	(1) 消耗品、燃料費、電気料、ガス代、印刷製本費及び修繕費 (2) 補助事業を実施するために確保する専用スペースの光熱水費、ただし、団体事務所に関する光熱水費は対象外
役務費	(1) 電話料、郵便料及び保険料とし、火災保険料は対象外 (2) 手話通訳、翻訳、要約筆記、託児及び手数料にかかる経費
委託料	総事業費に占める割合が 50% 以上の場合は補助対象外
使用料及び賃貸料	(1) 外部の会場並びに資機材等の使用料及び借上料 (2) 補助事業を実施するために確保する専用スペースの家賃及び地代(公益・駐車場代を含む)。
備品購入費	取得単価が 2 万円未満のものに限るものとする。
負担金	研修会等の参加者負担金
※すべて補助事業費にかかる直接経費とする。なお、団体及びその事務所の運営（総会や事務所管理費等）に関する一切の経費は対象外とする。 ※領収書を徴することができないもの（交通費等実費弁償分は除く）は補助対象外経費とする。 ※報償費及び旅費の総額については、真に事業実施に必要な経費を対象とし、補助対象経費の 50% を超えないものとする。 ※市外で実施される事業にかかる旅費等の一切の経費については、対象外とする。ただし、全国や県レベル等の障がい者団体等が実施する知識や技術向上のための研修会等に限り、旅費・出席者負担金を対象とする。 ※旅費について、自家用車を使用した場合の交通費は、1 キロメートルあたり 37 円として算出された額を補助の上限とする。	

※裏面あり

市税の納付又は 納入の状況の確 認についての同 意	*同意する場合は下記に☑を記入。 ☐ 浜松市障がい者団体活動事業費補助金交付要綱第3条2項の規定により、市において、代表者の市税の納付又は納入状況について確認することに同意します。 <補助金事業者提案者・交付申請者> ・住 所 浜 松 市 区 ・氏 名 ・生年月日 大正・昭和・平成 年 月 日 生
暴力団排除に関 する誓約	*誓約及び承諾する場合は下記に☑を記入。 ☐ 補助事業として採用された場合の浜松市障がい者団体活動事業費補助金の交付申請にあたり、下記事項について誓約し、承諾します。 (1) 次に掲げる者のいずれにも該当しません。 ・暴力団（条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。） ・暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。） ・暴力団員等と密接な関係を有する者 ・(法人その他の団体の場合) 上記3点に掲げる者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべきもの、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体 (2) 浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。
備考	

【添付書類】 提案事業収支予算書（第2号様式）、障がい者団体概要書（第3号様式）、団体規約若しくは団体の定款、会員名簿、役員（理事）名簿、団体発行の会員等に向けた過年度の広報紙、納税義務者に対して給与の支払いをする団体にあつては市民税・県民税・森林環境税特別徴収義務者指定通知書の写し又は市民税・県民税・森林環境税特別徴収未実施理由書（第4号様式）、団体の前年度分の決算資料

提案事業収支予算書

1 収入の部

単位：円

区分	予算額	内容
補助金		
計		

2 支出の部

単位：円

区分	予算額	内容
報償費		
旅費		
需用費		
役務費		
委託料		
使用料及び賃借料		
備品購入費		
負担金		
計		

*区分単位で予算額が10万円を超過する場合には、積算を別途添付すること。

第3号様式（第7条関係）

障がい者団体概要書

団 体 名				
事務所の所在地	〒 (専用事務所 ・ 住居兼用 ・ その他)			
	電 話 番 号		F A X	
	ホームページ			
代表者職・氏名				
担当者連絡先	氏 名			
	電 話			
	F A X			
	E メ ー ル			
設 立 年 月 日				
会 員 数	*補助事業に直接参加しない賛助会費等によって組織を支援する者を除く。 当該年度の4月1日時点 人 ☐ 総員のうち浜松市内在住の障がい者及びその家族等が半数以上を占めている うち ☐ 市内 障がい当事者 人、家族・親族 人 うち ☐ 市外 障がい当事者 人、家族・親族 人			
団 体 の 目 的				
主 な 活 動 内 容				

第4号様式（第7条関係）

市民税・県民税・森林環境税特別徴収未実施理由書 (障害保健福祉課 障がい者団体活動事業費補助金申請用)						
年 月 日 提出						
(あて先) 浜松市長						
住所又は所在地						
申請者						
氏名又は名称						
代表者職氏名						
連絡先担当者 (氏名)						
電話)						
当事業所が特別徴収を実施していない理由は下記のとおりです。 なお、下記の理由に該当しなくなった場合は、遅滞なく特別徴収への切替を申請いたします。						
記						
在 職 者 内 訳	特別徴収を実施していない理由	対象者氏名	生年月日	対象者氏名	生年月日	
	1 給与が少なく税額が引けない					
	2 給与の支払が不定期					
	3 乙欄給与 又は 他事業所で特別徴収されている					
	4 事業専従者 (個人事業所のみ該当)					
	5 上記1～4に該当しない 総従業員数が2人以下					
	6 その他 ()					
	所管課記入欄				担当者名	電話番号
	上記記載内容について確認をお願いします。					
市民税課確認欄				担当者名	電話番号	
上記記載内容に誤りはありません。						

第 号
年 月 日

様

浜松市長

印

事業選定結果通知書

年 月 日付けで提案のあった事業について、審査の結果を次のとおり通知します。

事業名称	
選定結果	採用 ・ 不採用
補助金内示額	金 円
不採用(一部不採用) の理由	
その他特記事項	

年 月 日

(あて先) 浜松市長

团体所在地

団体名称

代 表 者

役職・氏名

(署名又は記名押印をしてください)

代表者連絡先

補助金交付申請書

浜松市障がい者団体活動事業費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請いたします。

事業名称	
提案事業 (☑を記入)	☐ 会員等の地域生活を支援する事業（第１号） ☐ 会員等の理解と啓発に関する事業（第２号） ☐ 会員等の社会参加を促進する事業（第３号） ☐ 会員等の活動を支援する事業（第４号） ☐ 障がい者団体が連携し実施する事業（第５号） ☐ その他事業（第６号）〔 〕
実施時期	年　月　日（ ） ～ 年　月　日（ ）
実施場所	浜松市（市外での実施事業は要綱第４条の柱書に規定する事業のみ）
会　員　数	人（当該年度４月１日現在）
補助申請額	円（算出の基礎： ）
事業の目的	*何のために事業を実施するのか具体的に記入
事業の内容 （提案事業ごとに 具体的に記入）	*内容がわかる詳細資料を別途添付
事業効果	*その事業に取り組むことによって、会員及び支援者等がどのような効果を受けるか。
備　　　考	

第7号様式（第10条、第12条関係）

収支・変更収支予算書

1 収入の部

単位：円

区分	予算額	内容
補助金		
計		

2 支出の部

単位：円

区分	予算額	内容
報償費		
旅費		
需用費		
役務費		
委託料		
使用料及び賃借料		
備品購入費		
負担金		
計		

*区分単位で予算額が10万円を超過する場合には、積算を別途添付すること。

第 号
年 月 日

(団体名)
(代表者氏名)

浜松市長 印

補助金交付決定通知書

年 月 日申請のあった浜松市障がい者団体活動事業費補助金として、下記のとおり決定いたします。

記

金 額		百	拾	万	千	百	拾	円

- 条 件
- 1 補助金は、当該補助事業以外の目的に使用してはならない。
 - 2 補助事業の内容の変更又は経費の配分の変更（補助対象経費の総額の20%以下の変更を除く。）をする場合は、補助金交付変更申請書によりあらかじめ市長の承認を受けること。
 - 3 補助事業が予定期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合は、市長に報告してその指示を受けること。
 - 4 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けること。
 - 5 補助事業の事業運営・経理の状況を審査し、不適当と認めたときは、当該補助金全部又は一部の返還を命ずる。
 - 6 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収証等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後10年間保管しなければならないこと。
 - 7 補助金の交付を受けた日から5年間において、市が実施する補助事業に関する調査に協力しなければならないこと。
 - 8 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。
 - 9 浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。）第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付すること。
 - 10 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。
 - 11 規則に基づく市長の指示に従うこと。

（あて先）浜松市長

団 体 所 在 地

団 体 の 名 称

代 表 者
役 職 ・ 氏 名

（署名又は記名押印をしてください）

代表者連絡先

補助金交付変更申請書

年 月 日付け、 第 号により交付の決定を受けた浜松市障がい者団体活動事業費補助金について、下記のとおり変更したいので承認されるよう関係書類を添えて申請します。

事 業 名 称	
変 更 内 容	
変 更 の 理 由	*変更を受けようとする補助金の額及びその理由及び根拠など
備 考	

第 号
年 月 日

(団体名)
(代表者氏名)

浜松市長 印

補助金変更交付決定通知書

年 月 日付け、第 号をもって補助金交付決定した浜松市障がい者
団体活動事業費補助金について、下記のとおり変更決定いたします。

記

金 額		百	拾	万	千	百	拾	円

- 条 件
- 1 補助金は、当該補助事業以外の目的に使用してはならない。
 - 2 補助事業の内容の変更又は経費の配分の変更（補助対象経費の総額の20%以下の変更を除く。）をする場合は、補助金交付変更申請書によりあらかじめ市長の承認を受けること
 - 3 補助事業が予定期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合は、市長に報告してその指示を受けること。
 - 4 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けること。
 - 5 補助事業の事業運営・経理の状況を審査し、不適当と認めたときは、当該補助金全部又は一部の返還を命ずる。
 - 6 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収証等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後10年間保管しなければならないこと。
 - 7 補助金の交付を受けた日から5年間において、市が実施する補助事業に関する調査に協力しなければならないこと。
 - 8 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。
 - 9 浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。）第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付すること。
 - 10 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。
 - 11 規則に基づく市長の指示に従うこと。

（あて先）浜松市長

団体所在地

団体の名称

代 表 者
役 職 ・ 氏 名

（署名又は記名押印をしてください）

代表者連絡先

補助金実績報告書

年 月 日付け、 第 号をもって交付決定を受けた浜松市障がい者団体活動事業費補助金について、事業が完了したので次のとおり報告いたします。

事業名称	
事業内容	*事業の様子がわかる成果物(写し可)又は写真等を添付するなど
備考	

【添付書類】 収支決算書（第12号様式）、領収書その他事業経費の金額を証する書類、事業を実施した状況がわかる写真等

第12号様式（第14条関係）

収支決算書

1 収入の部 単位：円

区分	決算額	内容
補助金		
計		

2 支出の部 単位：円

区分	決算額	内容
報償費		
旅費		
需用費		
役務費		
委託料		
使用料及び賃借料		
備品購入費		
負担金		
計		

第 号
年 月 日

(団体名)
(代表者氏名)

浜松市長 印

補助金額確定通知書

年 月 日付けの実績報告書を審査した結果、下記のとおり浜松市障がい者団体活動事業費補助金として確定します。

記

金 額								
		百	拾	万	千	百	拾	円

請求書

浜松市障がい者団体活動事業費補助金として次のとおり請求します。

金 _____ 円

交付決定額 _____ 円

受入済額 _____ 円

今回請求額 _____ 円

年 月 日

(あて先) 浜松市長

団体所在地

団体の名称

代表者

役職・氏名

代表者連絡先

振込先	銀行 支店 普通預金 口座番号 当座預金 第 号
	名義

（あて先）浜松市長

団 体 所 在 地

団 体 の 名 称

代 表 者

役 職 ・ 氏 名

（署名又は記名押印をしてください）

代表者連絡先

補助金概算払承認申請書

年 月 日付け、 第 号により補助金の交付決定を受けた浜松市障がい者
団体活動事業費補助金について、下記のとおり概算払い願いたく申請いたします。

概算払を必要とする理由	
概算払を必要とする金額	円
概算払を必要とする時期	年 月 日
備 考	

第16号様式 (第17条関係)

資金計画表

単位：千円

[illegible]

第17号様式（第18条関係）

年 月 日

（団体名）

（代表者氏名）

浜松市長

印

補助金概算払承認決定通知書

年 月 日付けで概算払の承認申請があった浜松市障がい者団体活動事業費補助金について、下記のとおり概算払することを決定します。

記

1 承認の内容

(1) 金額 金 _____ 円

(2) 時期

2 承認の条件

※補助金交付決定に係る交付条件を遵守すること。